関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十二条第二項の規定に基づき、 令和元年五月三十一日

金曜日

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、

経済産業大臣臨時代理

国務大臣

茂木 敏充

一部を次のように改正する。

財務及び会計並びに人事管理に

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の

げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠 (業務実績等報告書) 当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書(産業基盤整備業務に係る部分を除く。)に 正

となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の

内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

令和元年 5 月 31 日

第五条

価を行った結果を明らかにし 及び当該実績について自ら評 事業年度における業務の実績 た報告書

るものである場合には次のイから二まで、同項第三号か ら第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次 実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の

(業務実績等報告書)

第五条 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書(産業基盤整備業務に係る部分を除く。)に げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。 は、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、 同表の中欄に掲

正

前

かにした報告書 ら評価を行った結果を明ら 績及び当該実績について自事業年度における業務の実 めた項目 度に係る年 度計画に定 当該事業年

ある場合には次のイから二まで、 九条第二項第二号に掲げる事項に係るもので 当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十 当該事業年度における業務の実績。 同項第三号